

豊橋市市民協働推進補助金（つつじ補助金及びくすのき補助金）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市市民協働推進条例（平成18年豊橋市条例第53号。以下「条例」という。）に基づき、市民協働によるまちづくりを推進するため、公益的・社会貢献活動団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 公益的・社会貢献活動 条例第2条第1項第2号に規定する活動をいう。

（2） 公益的・社会貢献活動団体 次に掲げる団体をいう。

ア 特定非営利活動法人（NPO法人）

イ 公益的・社会貢献活動をする法人その他の団体で、次のいずれにも該当する団体

（ア） 利益配分を行わないこと。

（イ） 民間団体であること。

（ウ） 5人以上の会員で運営されていること。

（エ） 意思決定機関を持ち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。

（オ） 組織運営に関して自発的参加があること。

（カ） 活動に継続性があること。

（キ） 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。

（ク） 暴力的な活動を行わないこと。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1） つつじ補助金

市民活動スタート支援

公益的・社会貢献活動団体が行う、団体活動始動時の比較的規模の小さな事業及び既存団体の新規事業を対象とする。

（2） くすのき補助金

市民活動ネクスト支援

公益的・社会貢献活動団体が行う、団体活動始動時の比較的規模の大きな事業並びに既存団体の新規事業及び継続事業を対象とする。

（補助金の交付回数）

第3条の2 補助金の交付回数は次に掲げるとおりとする。

（1） つつじ補助金 新規事業につき1回の交付を限度とする。

（2） くすのき補助金 1事業につき3回の交付を限度とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的・社会貢献活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1） 主として市内において公益的・社会貢献活動を行っていること。

- (2) その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 当該年度において市から他の補助金（団体の運営・応募以外の事業に係るものを除く。）又は豊橋市社会福祉協議会のボランティア活動助成金を受けていないこと。
- (4) 本補助金と前号に掲げる補助金以外の補助金及び補助対象事業によって生じる収入の合計が補助対象事業の事業費を上回らないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象とする事業は、当該年度に主に市内を拠点として行われる事業とし、その内容、実施時期、経費等が地域社会の課題を解決するために適当と認める次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援事業
- (9) 地域安全事業
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11) 国際協力を行う事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 公益的社會貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業
- (20) 前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県の条例で定める事業

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用であって、別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) つつい補助金 100,000 円又は補助対象経費（その額に1,000 円）未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。
- (2) くすのき補助金 300,000 円又は補助対象経費から 50,000 円を控除した額に次に掲げる率を乗じて得た額（その額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 50,000 円を加算した額のいずれか少ない額とする。ただし、補助対象経費が 50,000 円以下の

場合は、補助対象経費(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 交付1回目 2/3

イ 交付2回目 1/2

ウ 交付3回目 1/3

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、第10条第2項に規定する企画書の審査結果通知に記載された金額を上限とする。

(企画書の提出)

第8条 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、市民協働推進補助事業企画書(様式第1。以下「企画書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2)

(2) 収支予算書(様式第3)

(3) 構成員名簿(様式第4)

(4) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

3 企画書は、一の公益的・社会貢献活動団体につき当該年度1事業のみ提出することができる。

(企画書の審査等)

第9条 企画書の審査は、豊橋市市民協働推進審議会(以下「審議会」という。)が行うものとする。

2 企画書を提出した公益的・社会貢献活動団体は、必要に応じ、事業の内容、実施に伴う効果その他必要な事項を公開で行われる審議会において説明しなければならない。

3 企画書の審査は次の事項にて行う。ただし、つづじ補助金の企画書の審査においては、先駆性及び専門性の項目は除く。

(1) 公益性 活動が公共の利益に寄与していること。

(2) 必要性 現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。

(3) 先駆性 創造的又は開拓的であること。

(4) 専門性 団体の持つ専門性が生かされていること。

(5) 繼続性 補助対象事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。

(6) 実効性 適正な事業計画、実施体制、資金計画等から事業遂行能力が認められ、市民(地域)への波及効果があること。

(審査結果の通知)

第10条 審議会は、企画書の審査の結果を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果をもとに企画の決定を行い、その結果を当該公益的・社会貢献活動団体に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条第2項の規定による企画の決定の通知に基づき、補助金の交付を受けようとする公益的・社会貢献活動団体は事業実施年度において規則第4条第1項に規定する交付申請を行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付を要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第12条 規則第6条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第13条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、規則第8条第1項の規定により事業計画変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第14条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、概算払で交付するものとする。

(事前着手)

第15条の2 第10条第2項の規定による企画の決定の通知に基づき、補助金の交付を受けようとする公益的・社会貢献活動団体は、交付の決定の前に事業に着手することができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに規則第10条第1項に規定する実績報告を行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付を要する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等支払内容の確認ができる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定するもののほか、補助事業者は、市長が開催する事業報告会において補助事業の実施内容について報告しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 本補助金と第4条第3号に掲げる補助金以外の補助金及び補助事業によって生じた収入の合計が補助事業の事業費を上回る場合は、概算払した補助金額を限度とし上回る額を返還すること。

(基金の普及啓発)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施又は市が行う啓発活動を通じて、条例第9条に規定する豊橋市市民協働推進基金について広く市民に周知するよう努めるものとする。

(書類の整備等)

第19条 規則第17条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(暴力団等の排除)

第21条 市長は、補助金の交付を受けようとする公益的・社会貢献活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、補助金の交付を受けた公益的・社会貢献活動団体が前条の各号いずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

(経過措置)

第2条第1項第2号イ(ウ)の改正については平成22年度補助に係る申請について適用し、平成21年度補助に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

第3条第1項第1号、第4条第3号及び第4号、第5条、第8条第2項及び第17条の改正については平成25年度補助に係る申請について適用し、平成24年度補助に係る申請については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定のうち第7条第1項第2号の規定は、平成24年12月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の要綱の規定のうち第7条第1項第2号の規定は、平成25年度以降に初めて補助金の交付を受けようとする者について適用し、平成24年度以前に補助金の交付を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱の規定は、平成26年度以降に初めて補助金の交付を受けようとする者について適用し、平成25年度以前に補助金の交付を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降に補助金の交付を受けようとする者について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱の規定は、令和5年度以降に補助金の交付を受けようとする者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降に補助金の交付を受けよ

うとする者について適用し、令和5年度に補助金の交付を受けようとする者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月28日から施行し、改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第7条第1項の規定は、令和6年12月8日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱の規定は、令和7年度以降に補助金の交付を受けようとする者について適用し、令和6年度に補助金の交付を受けようとする者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3条の2第1項第1号の規定は、令和7年4月1日現在で設立後5年以上の公益的・社会貢献活動団体に適用し、同日現在で設立後5年未満の公益的・社会貢献活動団体であって市民活動スタート支援（つつじ）補助金の交付を受けていない者については、なお従前の例による。
- 4 平成24年度以前に豊橋市市民協働推進補助金の交付を受けていた者についての改正後の要綱第7条第1項第2号に規定する市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金の補助金の額については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）又は同号の規定により計算した額のいずれか高い額とする。

附 則

この要綱は、令和7年12月12日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金（つつじ補助金及びくすのき補助金）交付要綱の規定は、令和8年度以降に補助金の交付を受けようとする者について適用し、令和7年度に補助金の交付を受けようとする者については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

費　目		主なもの
1	報償費	講師・専門家等への謝礼等
2	旅費	講師・専門家等への交通費、宿泊費等
3	需用費	消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等
4	役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
5	委託料	設計・測量・デザイン等の委託料
6	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等
7	工事請負費	
8	原材料費	セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
9	備品購入費	5万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠なものに限る。）
10	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象経費としない。

- ・団体の運営に関する事務費等の経常的な経費
- ・団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）、交通費及び宿泊費
- ・領収書等により団体が支払ったことが確認できない経費
- ・事業に直接要した額を確認できない経費

様式第1（第8条関係）

市民協働推進補助事業企画書

令和 年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地

提出者 団 体 名

代表者氏名

次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。

区分 (該当欄にチェック□)	<input type="checkbox"/> (1) つづじ補助金 <input type="checkbox"/> (2) くすのき補助金 (3回のうち 回目)	
事業の名称 (該当事業にチェック□)		新規事業 <input type="checkbox"/> 既存事業 <input type="checkbox"/>
当該事業における 補助金の活用状況	交付元名称： 補助金交付年度： 補助金名称：	
団 体 の 状 況	設立年月日	年 月 日
	設立経緯	
	活動目的	

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 企画書に次の書類を添付してください。なお、(2) (3) は、施設整備を行う場合のみ提出してください。
- (1) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
 - (2) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザイン等がわかるもの）
 - (3) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

様式第2（第8条関係）

事業計画書

No. 1

(つつじ補助金・くすのき補助金)

①事業の区分 (該当する事業にチェック□)	(1)保健、医療又は福祉の増進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(11)国際協力を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(2)社会教育の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(12)男女共同参画社会の形成の促進を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(3)まちづくりの推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(13)子どもの健全育成を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(4)観光の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(14)情報化社会の発展を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(15)科学技術の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(16)経済活動の活性化を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(7)環境の保全を図る事業	<input type="checkbox"/>	(17)職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(8)災害救援事業	<input type="checkbox"/>	(18)消費者の保護を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(9)地域安全事業	<input type="checkbox"/>	(19)公益的社會貢獻活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(10)人権の擁護又は平和の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(20)前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県の条例で定める事業	<input type="checkbox"/>
②現状把握・分析・事業目的 必要性	(事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的)			
③事業内容（詳細） 実効性				
④スケジュール 実効性	事業期間	(事業着手日) 令和 年 月 日から	(事業終了日) 令和 年 月 日まで	
	実施日	内容	会場	参加者数見込
⑤周知方法・対象 実効性				
⑥実施体制 実効性	(実施メンバー)			

様式第2（第8条関係）

事業計画書

N o. 2

（つつじ補助金・くすのき補助金）

⑦事業が公共の利益に寄与すると考える理由及び事業実施による市民（地域）への波及効果 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公益性・実効性</div>	
⑧事業実施後の活動について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続性</div>	

（くすのき補助金）

⑨事業の創造的又は開拓的である部分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">先駆性</div>	
⑩事業で団体の持つ専門性が生かされている部分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">専門性</div>	

備考 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

様式第3（第8条関係）

収支予算書

実効性

収入

単位：円

費　　目	金　　額	内　　訳
市民協働推進補助金		
合　　計		

支出

単位：円

費　　目	金　　額	内　　訳
【対象経費】		
小　　計		
【対象外経費】	団体の運営に関する事務費等の経常的な経費	
団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費		
団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費		
その他		
小　　計		
合　　計		

備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

2 団体の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費は対象経費にできます。

様式第4（第8条関係）

構成員名簿

NO	職名・氏名	該当する項目をチェック☑
1		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
2		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
3		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
4		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
5		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
6		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
7		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
8		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
9		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
10		市内在住 □・市内在勤 □・市内在学 □
人数	人	

備考 構成員人数に応じて名簿の行を追加してください。

参考 豊橋市市民協働推進補助金（つつじ補助金及びくすのき補助金）交付要綱

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的・社会活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1） 略

（2） その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。